

(参考資料 2)

《 公 益 事 業 例 》

内 容	記 載 方 法
更生保護事業	更生保護事業
実施期間が6月を超えない社会福祉事業 (社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業については3月)	記載方法は「【参考資料1】社会福祉事業一覧」と同じ。
「社会福祉事業一覧」(本書 P23~26 参照)の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業中「生活困難者に対し無料又は低額な料金で診療を行う事業」までの事業であって常時保護を受ける者が入所5人、その他20人(授産施設10人)に満たないもの	記載方法は「【参考資料1】社会福祉事業一覧」と同じ。
社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が50に満たないもの	記載方法は「【参考資料1】社会福祉事業一覧」と同じ。
介護保険法に基づく事業	福祉系サービス
	居宅介護支援事業
	訪問入浴介護事業
	福祉用具貸与事業
	地域密着型サービス事業
	介護予防サービス事業
	介護予防支援事業
	地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
	医療系サービス
	訪問看護事業
	訪問リハビリテーション事業
	居宅療養管理指導事業
	通所リハビリテーション事業
	短期入所療養介護事業
介護老人保健施設を経営する事業	介護老人保健施設の経営
老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業	指定老人訪問看護事業
人材養成施設を経営する事業	社会福祉士養成施設の経営
	介護福祉士養成施設の経営
	精神保健福祉士養成施設の経営
	保育士養成施設の経営
	社会福祉主事養成機関の経営

内 容	記 載 方 法
有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業	<p>【施設種別名】の経営</p> <p>(例) 有料老人ホームの経営</p>
老人大学校等を経営する事業	
身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業	
おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業	
精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業	
手話通訳者養成・派遣を行う事業	〇〇事業
社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業	
企業委託型保育サービス	企業委託型保育サービス事業
専用の設備を使用して、福祉サービスが必要とする地域住民に対して無償又は実地に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業	(訪問) 給食サービス事業
	(訪問) 入浴サービス事業
	〇〇サービス事業
福祉有償運送を行う事業	福祉有償運送事業
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業	障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	コミュニケーション事業
	日常生活用具給付等事業
	盲人ホーム事業
	訪問入浴サービス事業
	身体障害者自立支援事業
	重度障害者在宅就労促進特別事業
	更生訓練給付事業
	施設入所者就職支度金給付事業
	生活支援事業
	日中一時支援事業
	生活サポート事業
社会参加促進事業	